

# 障害年金をご存じですか？

ご相談は  
無料です

職場内の問題解決の支援・障害年金申請の支援に取り組む社会保険労務士事務所です

障害年金は国から支給される公的年金です。原則20歳以上65歳未満の方が傷病により働くことが困難となり、日常生活にも支障が出ている場合に申請をすることができます。

病気などにより、このようなお困りごとはございませんか？

突然、脳出血により夫が倒れて手術を受けましたが、手や足に麻痺が残っています。発症前のように仕事が出来なくなり、今後の生活が心配です。

生まれつき障害がある子供がいます。もうすぐ20歳を迎えますが、就職が困難な状況です。今後の生活のことを考えると心配になります。

傷病により長期間の療養が必要となり働くことが困難な状況が続いています。収入の減少と、毎月の治療費の負担が続き日常生活にも支障がでています。

うつ病などの精神疾患に罹患して、仕事を休むことが多くなっています。就労や日常生活にも大きな支障が出ており困っています。

- 障害年金を申請するためには、受給要件を全て満たす必要があります。ご相談時に詳しくご説明いたします。
- 障害年金の申請手続きは複雑で、申請に必要な書類の準備などお時間だけでなく専門的な知識も必要です。

当事務所では、病気などで思うように働くことができなくなり、日常生活にも支障が出ているご本人様やご家族の皆様から、発病から現在に至るまでの病状の変化やお困りごとを親身になって傾聴いたします。一人でも多くの方に生活保障として障害年金を受給していただけるよう、誠心誠意ご支援をしております。

当事務所は、**職場環境の改善、迅速かつ適切な保険手続きの代行、就業規則の整備、助成金のご提案、障害年金のご相談・障害年金の申請手続きのご支援**に特に力を入れて取り組んでいます。

どのようなご依頼やご相談につきましても、常に依頼者の方の想いに寄り添い、優しさと思いやりを持って誠心誠意ご対応いたします。お悩みやお困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

(ご相談は**無料**にて承っております)

相談しやすい社会保険労務士事務所として、下記の幅広いサービスを皆様ご提供しております。

## 事業内容（業務一覧）

### 1. 人事・労務に関する相談

- ・セクハラ・パワハラ、解雇に関するご相談など

### 2. 職場環境の改善に関する相談事項

- ・働きやすい職場環境への改善に関するご相談
- ・就業規則の見直し、助成金に関するご相談など

### 3. 労働保険・社会保険の諸手続きの代行

- 4. 障害年金のご相談・申請手続きの支援
- 5. 就業規則の見直し・整備
- 6. 助成金のご提案・お手続きの代行
- 7. 給与計算のアウトソーシング

※ 詳しい業務内容や料金プランなどにつきましては当事務所ホームページをご確認下さい。

**ご質問やご相談をご希望される方につきましては、当事務所ホームページの『お問い合わせフォーム』から、ご連絡をさせていただきますようよろしくお願い申し上げます。**

↓ 当事務所HPIはこちらから

えがしら社会保険労務士事務所  
代表 社会保険労務士 江頭 裕和  
〒811-0212 福岡市東区美和台7-17-12  
TEL:092-606-5965  
E-mail:jiangtouy@gmail.com  
URL:https://sr-egashira.com/

